

名護市情報通信・金融特区施設の指定管理者候補者の選定結果について

名護市 地域経済部 商工・企業誘致課が所管する名護市情報通信・金融特区施設については、次のとおり指定管理者候補者を選定したので、その結果を公表します。

なお、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経た後に正式に指定することになります。

1 施設の概要

(1) 名称及び所在地 名護市情報通信・金融特区施設

- ・名護市マルチメディア館（名護市字豊原 224 番地 3）
- ・みらい 1 号館（名護市字豊原 200 番地）
- ・みらい 2 号館（名護市字豊原 195 番地 3）
- ・みらい 3 号館（名護市字豊原 181 番地）
- ・みらい 4 号館（名護市字久志 252 番地 1）
- ・みらい 5 号館（名護市字久志 547 番地 5）

(2) 設置目的 市は、法第 244 条第 1 項の規定に基づき、沖縄振興特別措置法第 28 条に定める情報通信産業振興地域及び情報通信産業特別地区並びに同法第 55 条に定める経済金融活性化特別地区の振興に資する人材の育成及び雇用の拡大を目的として、名護市情報通信・金融特区施設を設置する。

2 指定管理者候補者

- (1) 名称 一般社団法人 名護経済特区スマートシティ推進機構
(2) 代表者名 代表理事 林 優子 代表理事 荒木 健治
(3) 住所 名護市字豊原 2 2 4 番地 3

3 指定予定期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 14 年 3 月 31 日まで（6 年間）

4 選定の経緯

(1) 非公募等

- ① 名護市情報通信・金融特区施設を非公募とし、指定管理期間を 6 年間とする。
- ② 指定管理者申請者のプレゼンテーションによる審査を行うことに決定された。

(2) 審査方法等

① 選定委員会

ア 選定機関の名称 名護市指定管理者選定委員会

イ 選定委員会の委員

委員長（代理） 総務部長

委員 企画部長 地域経済部長 市民部長 福祉部長 こども家庭部長
農林水産部長 建設部長 環境水道部長 教育次長 消防長

② 選定委員会審査日 令和 7 年 10 月 21 日（火）13：30～17：15

③ 選定基準

- ア 事業計画の内容等が市民の平等な利用を確保することができること。
- イ 事業計画の内容等が施設及びその設備の効用を最大限に発揮させること。

ウ 事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有しており、管理経費の縮減が図られること。

エ その他名護市情報通信・金融特区施設の性質又は目的に応じて必要とすること。

④ 審査表（指定管理者候補者）
別紙のとおり

⑤ 選定結果

各委員の採点表を集計した結果、総得点が配点合計の6割以上のため、「一般社団法人 名護経済特区スマートシティ推進機構」を指定管理者候補者として選定する。

（非公募の場合又は公募による1申請者の場合）

公募結果として応募が1申請者のみであるとき又は非公募としたときは、全出席委員の採点合計点数が選定基準点以上となった場合において、当該申請者を指定管理者候補者とする。

名護市情報通信・金融特区施設 指定管理者選定委員会 審査採点表

団体名：一般社団法人名護経済特区スマートシティ推進機構

選定基準	審査項目	審査内容	配点	配点数 × 委員数	得点
(1) 事業計画の内容等が市民の平等な利用を確保することができるものであること。 (配点40点)	指定管理者の申請理由	○公の施設を管理運営する指定管理者としての考え方が市民の利益に合致しているか。	20	220	168
	管理運営の基本方針	○施設の設置目的を理解した基本方針となっているか。	10	110	80
	平等利用の確保	○全般的に市民の平等な利用が図られる内容となっているか。	10	110	80
(2) 事業計画の内容等が施設及びその設備の効用を最大限に発揮させるものであること。(配点60点)	入居企業へのサポートの充実	○入居企業へのサポートを実施し、それらにあった質の高いサービスの提供が可能な内容となっているか。 ・人材育成企画・実施事業 ・市及び市内にある関連施設との連携 ・求職者募集のある企業のサポート支援	20	220	164
	企業誘致の促進	○施設の利用促進に向けた具体的な取り組みがなされているか。 ・視察対応、入居審査会へのサポート ・広報、イベント企画・実施事業 ・金融・情報関連人材育成・就業支援	20	220	168
	自主事業の取組	○自主事業の提案が利用者の立場に立って創意工夫がなされているか。 ・職業能力の開発、雇用機会の拡充を支援する活動	20	220	116
(3) 事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有しており、管理経費の縮減が図られるものであること。 (配点70点)	施設の管理運営	○適正に管理運営ができる業務内容(外部への一部委託を含む)となっているか。	10	110	78
	実施体制	○施設の機能を十分に発揮できる管理運営体制や人員配置の組織となっているか	20	220	156
	収支計画	○利用促進と経費の縮減が図られ、かつ収入・支出のバランスがとれた計画になっているか。(収入増だけ、経費縮減だけの偏った計画になっていないか。)	20	220	148
	経営基盤	○指定管理者としての経営基盤が安定しており、事業計画を実行できる能力を有しているか。	10	110	76
	業務実績	○同様施設またはこれに類する施設における良好な管理運営を行った実績を有しているか。	10	110	26
(4) その他の基準(配点30点)	法令遵守及び環境への配慮	○関係法令及び条例等を遵守し、適正な管理運営ができるようになっているか。(個人情報管理や情報公開への対応なども含む) ○環境に配慮するための取り組みがなされているか。	10	110	76
	危機管理対策	○災害その他緊急時の危機管理体制が確立されているか。また、責任者による迅速な対応が可能か。	10	110	78
	利用者のトラブル対応と要望の把握	○利用者の苦情等のトラブルに対する未然防止と対処方法が図られているか。また、要望を把握し、それらに対応できる体制になっているか。	10	110	80
合計			200	2200	1494
選定基準点			120	1320	